

協議に当たっての基本姿勢

H 16. 9. 14

地方六団体

- 1 このたび、地方六団体が結束し、立ち上がったのは、従来型の陳情・要望団体から脱却し、三位一体改革を契機に「地方から日本を変える」同志として結集したものである。
- 2 今回、我々が提案している改革案は、それぞれの立場における損得勘定をこえて、国のために「小異を捨てて大同につく」精神で、一本化を図ったものである。
- 3 全国3,152の都道府県・市区町村の結束は、自治体の集合体イコール日本そのものが立ち上がったと同義である。
- 4 我々が意図する地方分権改革は、
 - (1) 過度に中央に集中している権限・財源を、住民に近接し、情報公開・住民参加を進めている地方自治体に移し、有権者・市民にとって透明で明朗な政治・行政に変えること(権限・財源の「独占」から「共有」へ)
(地方自治のグローバル・スタンダード 国連「世界地方自治憲章」案)
 - (2) 「地域に自由を、市民に権利」を拡大し、地域・個人の潜在能力を顕在化し、生き生きとした日本列島にしていくこと

- (3) 画一、タテ割り、過剰干渉の現体制から、地域ニーズに応じ、生活者の立場に立って、多様で水平的、機動的な住民サービスを提供できる体制に変えていくこと
- (4) 現行の「護送船団体制」から日本全体を「自己責任体制」に変え、自治体間も相互に善政競争をしていくこと。そして、全体として公的部門のスリム化を図っていくこと
- (5) 産業構造の変革に伴い、集権型の工業社会から分権型の情報社会に移行すること

このような高い次元から日本を改革していこうとするものである。

- 5 我々、自治体首長・議員は、国会議員と同じ地盤の有権者から負託を受け、「国を想い、国を創る」気持ちは共通である。官僚ペースではなく、国民に直接責任を負う政治家として共通の基盤に立って、議論をしていきたい。
- 6 我々も、国家財政に重大な関心を持ち、その再建に協力することにやぶさかではない。しかし、国と地方がお互いの信頼関係を確保することが前提となる。そして、この協議の場がお互いの信頼を築く場であると考えている。万一、背信行為があれば、すべて水の泡となる。

- 7 政府・政党において、地方の行財政に対する不信の念があるやに聞くが、地方も懸命に改革努力を進めている。一方的なデータ・情報でお互いに争うことがないよう、必要があれば客観的、公平な方法で共同調査をしてよいと考えている。
- 8 国と地方の財政は、地方自治の精神からも区分して考え、相互に改革の努力を競い、その成果につき、国民の判断を仰ぐことがのぞましい。
- 9 個々の事務・事業が必要かどうかは、究極は有権者・国民が判断すべきことで、官僚が決めるわけではない。自治体自身の合理化の限界をこえた財源のカットは、すなわち住民サービスのカットにつながる。国がそのような財源カットをするとすれば、国政選挙において国民の審判を仰がなければならない。「行政」の課題ではなく「政治」の課題である。)
- 10 我々地方六団体は、多くの困難を乗りこえて改革案をまとめた。政府においても真摯に受け止め、国側の改革案をまとめ、この協議の場に提案されるべきである。我々は、個別に各省庁等と議論するつもりはない。